

## 錦・くらんど公園の利用について

1 錦・くらんど公園では、これまでBBQ等の火気を伴う利用については、原則禁止としておりましたが、コロナ禍における利用者ニーズの増加に伴い、団体客を対象に試験的に許可することとしました。

ただし、利用を許可する場所や時間については、安全面や他の利用者への配慮のため、ピクニック広場（下図）のみとし、事前の申請（許可）が必要です。

また、利用者負担の公平性の観点から、条例で定める使用料をお支払いいただく必要がありますので、利用をご希望の場合は企画観光課までご相談ください。

(1) 利用可能時間：午前9時から午後9時まで

(2) 利用可能場所：錦・くらんど公園 ピクニック広場



## 【注意事項】

- ・利用者は必ず作業用道路（黄色ライン）を使用し、ピクニック広場内に駐車してください。（道の駅等へは駐車しないでください。）
- ・指定場所（ピクニック広場）への入庫後の車両の出入りは極力控えてください。
- ・指定場所（ピクニック広場）以外への車両の乗入れはできません。
- ・町が発行する許可証を車のダッシュボード等見やすい場所に掲示してください。
- ・園内での直火は禁止とします。焚き火台シートをご準備ください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための適切な対策を行ってください。
- ・他の利用者や近隣住民の方の迷惑にならないようご注意ください。
- ・設備を破損させた場合は、速やかに町に報告してください。
- ・園内は全面禁煙です。電子たばこもお控えください。
- ・その他、町職員及び農産物等直売所職員の指示に従ってください。

## 2 使用料金について

使用料は企画観光課窓口にて納付していただきます。

なお、料金は次のとおりです。

区分	9:00～12:00	12:00～18:00	18:00～21:00
料金	1,260 円	2,520 円	1,260 円

※営利又は宣伝を目的として利用する場合は、上記の 5 倍の額が加算されます。

※利用時間を超過した場合、次の利用時間の 2 分の 1 以上の場合はその区分の全額を、2 分の 1 未満の場合は半額をお支払いいただきます。

例) 9:00～16:00 の場合は 1,260 円 + 2,520 円 = 3,780 円

9:00～15:00 の場合は 1,260 円 + (2,520 円 \* 1/2) = 2,520 円

※利用時間に満たない場合であっても、料金は減額されません。

例) 12:00～15:00 の場合でも 2,520 円

※利用時間には、準備及び原状回復のための時間も含まれます。

## 3 その他

今回の試験運用の結果により、試験期間の延長又は中止する場合があります。ルールやマナーを守り、魅力ある公園づくりのため皆様のご協力をよろしくお願い致します。